



第130号

平成23年11月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 藤山清春

編集人 広報部長 高橋美津子

印刷 (株) 税 経



プラハ城よりモルダウ川を望む

◇東日本大震災被災者及び避難者向けボランティア相談会（東京税理士会）

11月26日(土)、27日(日)

：「東京国際フォーラム」会場をはじめ都内9会場で実施

◇税を考える週間「税理士による無料相談」（東京税理士会日本橋支部）

11月11日(金)：東京メトロ三越前駅半蔵門線銀座線連絡通路（午前10時～午後4時）

：日本橋プラザ1階玄関入口（午前11時30分～12時30分）



支部長からのお知らせ

支部長 ふじ やま きよ はる
藤山清春

都内でも紅葉が始まり、すっかり秋らしくなりました。早いもので6月の定期総会で支部長に就任してから4か月が経過しました。

支部運営は、毎月、執行部会及び幹事会を開催し、役員のご協力を得て、順調に推移しています。

また、東京税理士会との連携協調を図るとともに日本橋税務署及び税務関係7団体とも相互の意思疎通を深め、良好な関係を維持しています。

東日本大震災による被災者等の無料税務相談

東日本大震災により被災した納税者及び被災地から避難した納税者に対し、日税連及び各税理士会が共催により、税務支援の枠組みで無料税務相談を実施することになりました。

被災地から東京都内に避難された方は、8,500人を超えていると言われています。内中央区に避難された方は、100人ほどおられるようです。

東京会では、ブロックごとに相談会場を確保し、11月26日（土）及び27日（日）の10時から17時まで、無料税務相談を実施することになりました。

第1ブロックでは、東京国際フォーラム ホール D B1（千代田区丸の内3-5-1：ファミリーマート横：地下鉄「有楽町」駅ビックカメラ側出口から約20m）で実施します。

東京会では、200人を超えるボランティア相談員の応募がありました。各相談会場への割り振りは、東京会で行います。これに先立ち、11月12日（土）に、東北税理士会から講師を迎え、相談員の研修会を実施します。これまでの相談時における経験を踏まえた研修で、従来の無料税務相談とは多少異なるようです。

ボランティア相談員の方には、ご苦勞をおかけ

しますが、必ず研修を受講されますようお願いいたします。

なお、この無料税務相談について、11月10日（木）には、東京会の広報部員によるラジオ生出演（文化放送）及び11日（金）には新聞掲載（読売新聞朝刊）による広報が予定されています。

すでに、税務関係7団体には、PRをお願いしたところですが、

税理士会の活動をPRする良い機会だと思いますので、会員各位におかれましても機会があればPRをしていただきますようお願いいたします。

支部事務局が間もなくリニューアル

8月4日付の会報（第129号）の「支部長の就任のご挨拶」のなかで、総合的な震災対策の実現を目指すことを表明しましたが、その一つである「支部事務局の震災対策」として、支部事務局の器具備品について耐震構造のものにリニューアルすることが、10月14日（金）の幹事会で承認されました。

今回のリニューアルは、事務局職員の利便性も重視し、事務局職員の要望を取り入れた設計となっています。

リニューアルの作業は、近々終了するものと思いますので、支部研修等で事務局に来られました際には是非事務室も覗いてみてください。

今後は、不要な書類等の廃棄に取り組みます。

また、当支部では、事務局で夜間研修を実施していますので、夜間研修時に震災等が発生し停電した場合の対策として、「ランタン」の購入並びに交通機関が途絶したことにより講師、受講者及び事務職員等が帰宅できない場合の対策として非常食及び飲料水等の保存の要否について検討したいと考えています。



「税を考える週間」に当たって

日本橋税務署長 若尾 誠一

国税庁では、日ごろから国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税道義の高揚に努めています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間は、「税を考える週間」として、この期間を中心に様々な広報広聴施策などを実施しています。

今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、国民の皆様には税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁の取組や国税庁のIT化・国際化に対する諸施策についてご紹介します。

また、「国税庁に対する要望」等をお聴きするためのアンケートの窓口を開設します。

「税を考える週間」の歴史について、少しご紹介しましょう。

「税を考える週間」の前身は、昭和29年に設けられた「納税者の声を聞く月間」です。国税庁発足当時（昭和24年6月）は、第二次世界大戦後の社会経済の混乱の時代でしたが、その後、申告納税制度も徐々に安定してきました。そこで、納税者の声を税務行政に反映するために設けられたのです。その後、昭和31年には、苦情相談を重点項目とする「納税者の声を聞く旬間」に改められ、昭和49年には、「税を知る週間」に改称されました。

そして平成16年、税を単に知るだけでなく、より能動的に税の仕組みや目的などを考え、国の基本となる税を理解してもらうために「税を考える週間」に改称されました。

さて、今年の「税を考える週間」のテーマである「税の役割」ですが、皆様ご承知のように国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、様々な行政活動を行っており、その活動のために必要な経費を賄う財源が「税金」です。

我が国では、申告納税制度を採用していますが、この制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納

税義務を自発的に履行することが必要です。この納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するために、国税庁では、様々な取組を行っています。

この週間中、マスメディアを活用した広報（テーマに即した情報を紹介するために、バナー広告などを活用して国税庁HPに誘引する広報）、関係民間団体等と連携した各種施策（街頭広報や講演会など）などを行います。また、「e-Taxの利用促進」に向けた情報を提供していきます。

なお、日本橋支部においては、タックスフェアの一環として無料相談を開催していただけると聞いております。このような施策は、国民各層に税について理解を深めてもらえるチャンスです。ご担当される先生方には大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

ところで、e-Taxについては、本年度の最重要課題の一つとして、平成25年度までに利用率65%（法人税、消費税などの先行手続は、平成23年度までに70%）という目標達成に向けて、更なる利用促進を図っているところです。

日本橋支部におかれましては、昨年11月に日本橋税務懇話会の一員としてe-Tax・eLTAX利用推進宣言をしていただきましたが、今年はその宣言の成果が現れる年であると考えております。皆様方には利用推進につきまして、引き続きより一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、「書面添付制度」につきましては、制度の定着・普及、記載内容の充実（質）をお願いしてまいりましたが、今後は、質はもとより、量＝書面添付割合の向上が重要と考えております。私どももいたしましても、添付書面を申告審理に積極的に活用するとともに、「意見聴取の積極的な実施」によって申告内容の疑問点の解明に努め、「調査省略通知」を適正に実施してまいりますので、会員の皆様におかれましては書面添付割合の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。



小規模宅地等の特例の 変遷と実務的影響

せきば
關場

おさむ
修



(はじめに)

相続税における小規模宅地等の特例（租税特別措置法＝以下「措置法」＝69条の4）は、負担軽減効果が大きいだけに、相続税の各特例の中でも特に関心の高い制度とあってよいと思います。また、この特例は、全国一律に一定面積を限度として適用するため、負担軽減効果が地価の高い地域で高く、低い地域では低く働き、基礎控除を横の課税最低限とすれば、この特例は縦の課税最低限的な性格があるともいえます。

この特例は、昭和58年の創設以来かなり大きな変遷をたどり現在に至っており、その背景を理解することは、現行制度の理解にも役立つものと思われれます。そこで、本稿では、現在に至る主な変遷をたどり、その背景や実務的側面からみた影響をみてみたいと思います。

最後に、立体的利用がなされている宅地に対するこの特例の適用につき、若干の解説をしましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

I 制度の変遷

1 制度の創設

小規模宅地等の特例が創設されたのは、昭和58年です。同年の措置法改正（昭和58年法律第58号）の際に第70条に規定が設けられました。

被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその親族（「被相続人等」）の事業用宅地等（「宅地等」とは土地及び土地の上に存する権利）又は居住用宅地等について、被相続人レベルで200㎡を限度として、原則、被相続人等の事業用宅地等からは40%、居住用宅地等からは30%をそれぞれ減額する内容です。現行制度のように宅地等の取得者の制約はなく、極めてシンプルな制度でした。

この特例には、その前身ともいえる国税庁の取扱いがあります。国税庁は、昭和50年に、評価上の取扱い（昭和50年直資5-17）として、被相続

人の事業用宅地及び居住用宅地について、被相続人ベースで200㎡を限度として、20%評価減することとしていました。この特例は、この評価上の取扱いを法制度に昇格させたものといってよいでしょう。

小規模宅地等の特例創設の背景として、「中小企業の円滑な事業承継の観点から格別の配慮を加えることとした」と説明されています（主税局担当者執筆。昭和58年「改正税法のすべて」）。国税庁長官の評価上の取扱いでは中小企業の円滑な事業承継に配慮するには限界があったのででしょう。また、事業用宅地等についてより優遇されているのはこのような背景によるものですし、この方向性は現行制度にも通ずるものです。上記国税庁の通達は、この特例創設を機に廃止されました。

2 昭和63年の改正

（小規模宅地等の特例を利用した節税策の出現）

昭和63年は、都心中心部から始まったとされる地価高騰が顕著になってきた時期です。路線価も毎年上昇し、それに伴って相続税負担も上昇し、世の中に様々な相続税の節税策、中には税負担回避策ともいえるものが盛んに宣伝されるようになりました。小規模宅地等の特例を利用した節税策もその一つでした。借入金で都心の地価の高いところのマンションを購入し、賃貸する。マンション1戸当たりの土地面積は小さいですから、特例適用限度の200㎡の枠内で、数戸のマンションを所有できる。地価の高い場所のマンション敷地で特例を受けるので減額幅は大きい。加えて借入金利用による負担軽減策も利用できる、こんなやり方が宣伝されるようになってきました。

（準事業用宅地を特例対象から除外）

昭和63年の改正では、地価高騰に伴う負担調整として、課税最低限の引上げ、税率の軽減等が行

われましたが、同時に、小規模宅地等の特例について、減額割合を引き上げるとともに、相続税の負担回避に対する対応の一環として、準事業（事業と称するに至らない不動産等の貸付けで相当の対価を得て継続的に行われるもの）用の宅地等につき事業用宅地等から除外し、この特例の適用対象外としました。

この改正理由につき、税制調査会の中間答申（昭和63年4月）における「・・・最近この特例を利用して税負担の回避を図る例もみられることから、その見直しを検討すべきであるとの意見もあった」の趣旨を踏まえ、「この特例を事業又は居住の用に供されていた宅地等の特例に純化」したものである旨説明されています（主税局担当者執筆昭和63年「改正税法のすべて」）。

（不動産貸付業の「事業」判定の困難さ—5棟10室基準）

この改正の影響は大きなものでした。事業用宅地等の意義については、制度創設当初から準事業用の宅地等が含まれると規定されていました。所得税法では、不動産の貸付けが「事業」規模か否かにより所得計算上の扱いが異なる仕組みとなっていることもあり、小規模宅地等の特例の規定においても、「事業」には「準事業」が含まれる旨明確にしていました。その「準事業」を外した結果、不動産賃貸用（貸家、貸地）の宅地等については、その貸付規模が事業規模であれば特例の対象となり、それに至らなければ特例の対象にならないこととなりました。つまり、不動産の貸付が事業規模か否かの判定基準が必要となりました。

国税庁は、もともと「事業」が所得税からのいわゆる借用概念ともいえることから、所得税の取扱いに準じた取扱いを定めました。その一つが建物貸付けにおける「5棟10室」基準です。つまり、貸付用建物の敷地についてはその貸付けが「5棟10室」基準に該当すれば事業用宅地等として小規模宅地等の特例を受けられますが、該当しなければ特例の適用はないことになりました。

ところで、この「5棟10室」基準は二つに分かれており、「5棟10室」の貸付け規模は一種の保障基準であり、実質の判定基準は「社会通念上事業と称するに至る程度の規模で建物の貸付けを行っているかどうかにより判定すべき」とされてい

ました。しかしながら、世の中の貸付けの態様は千差万別であり、「5棟10室」に至らない貸付けが「事業」規模か否かを実質基準で判定するのは容易でない事例も多く、訴訟に発展しそうな例も見受けられるようになりました。昭和63年の改正は、実務家にとって極めて悩ましい問題を抱え込む結果となりました。

3 平成6年の改正

（現行制度に通ずる改正後の特例の仕組み）

平成6年においては、地価は沈静化傾向にありましたが、バブル期の地価高騰の影響は依然として残り、特に都市部の事業の継続あるいは居住の継続を脅かしているという状況がありました。小規模宅地等の特例は、この問題に対処する方法として最も有効なものであり、その拡充を図るべしという意見は多かったものの、一方で、制度の趣旨に沿って事業又は居住が継続されるものに手厚くなるようにすべきであるという意見も強かったようです。

このような中で行われた特例の改正は、次のようなものであり、基本的に現行制度の枠組みがこの改正で出来上がりました。

- ① 減額割合につき、それまで事業用宅地等70%、居住用宅地等60%であったものを、特定の事業用宅地等（特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、国営事業用宅地等）及び特定の居住用宅地等（特定居住用宅地等）については80%とし、その他の小規模宅地等については50%としました。
- ② 上記特定居住用宅地等に関しては、1棟の建物の敷地の一部でも特定居住用宅地等の要件に該当する場合には、原則その敷地全部が特定居住用宅地等として扱われることになりました。
- ③ 事業用宅地等に、昭和63年の改正で対象外となった「準事業」用の宅地等が復活することになりました。他方、不動産貸付用の宅地等については、その貸付規模にかかわらずすべて減額割合50%の対象の宅地等に含められました。

（80%減額対象の宅地等は取得者の中に特定の親族がいる場合に限定）

上記①の改正ですが、80%減額の対象となる特定の事業用宅地等及び特定の居住用宅地等とは、

その宅地等の取得者の中に一定要件に該当する被相続人の親族がいるものと規定されました。「特定居住用宅地等」についてみると、例えば、被相続人の居住用宅地等の取得者のうちに被相続人の配偶者が含まれていれば、その居住用宅地等全体が「特定居住用宅地等」に該当するものとされました。その場合、配偶者の最低取得面積などの制約は設けられませんでした。

小規模な宅地とはいえ、共同相続の場合、特定の者が一定面積を取得するのは困難なケースも多いだろうし、一部でも取得すれば、通常はその居住は確保されるだろうと考えられたのかもしれませんが。

（「1棟の建物の敷地」単位の判定、二世帯型住宅に朗報）

上記②の改正の趣旨については、「1棟の建物の敷地を用途別に按分することにより、敷地全体の減額割合が下がってしまい、結果として相続税負担が増加し、居住の継続が阻害されることを防止しようという趣旨」と説明されています（同執筆同著）。そして、この改正は、二世帯住宅の問題を解消することになりました。

改正前の二世帯型住宅の問題とは、被相続人が所有していた宅地の上に被相続人とその子が居住する二世帯型住宅があるケースです。1階部分と2階部分はそれぞれ独立部分であり、1階部分には被相続人夫婦が居住し、2階部分には長男夫婦が居住。被相続人と長男は生計が別。このような宅地の場合、改正前は、長男居住部分に対応する敷地は特例の適用対象外となっていました。上記の改正により敷地の一部でも配偶者が取得すれば、敷地全部が特定居住用宅地等に該当することになりました。子側の事情として一緒には住むが「同居」はしたくないというケースは多かったのです。

国税庁では、二世帯型住宅であっても、被相続人に配偶者も同居親族もない場合には、その敷地につき全く特定居住用宅地等の部分がないケースがでてしまうことから、上記改正に合わせて、被相続人の居住部分とは別の独立部分に居住する子などが被相続人の「同居親族」として申告すればこれを認めることとし、実情を踏まえた取扱いを公表しました。

（準事業用の宅地等が特例対象に復帰、不動産貸付業用の宅地等は一律50%減額）

上記③の改正について、準事業用の宅地等が事業用宅地等に復活した理由から見てみましょう。この復活の趣旨について「残された配偶者が小規模な貸家で生計を立てていく場合の方が、多くの資産を持って大規模に不動産貸付を行っているものと比べて不利に扱われてしまうというのは必ずしも合理的でないと考えられる」と説明されています（主税局担当者執筆「改正税法のすべて」）。この趣旨はともかく、貸家敷地・貸地につき特例対象になるか否かの判定が不要となり、実務家にとっては大きな意味があったと言えます。

次に、不動産貸付業用の宅地等について、その規模を問わず一律に50%の減額割合にとどめたことについて「小売業などの通常の事業用宅地と異なり、近隣取引先との密着性、雇用者の通勤の便等といった処分に対する制約の問題は少ない」と説明されています（同執筆同著）。不動産貸付業は、いわゆる社会通念における事業とはやや異なる要素を含むということなのでしょう。

以上のように、平成6年の改正は実務家にとっても影響の大きなものでした。

3 平成22年度の改正

（改正の背景等）

平成22年度改正の背景等として、次のように説明されています（主税局担当者執筆「改正税法のすべて」）。

「相続人等による事業又は居住の継続への配慮というこの特例の制度趣旨に必ずしも合致しない相続人等が事業又は居住を継続しない部分についてまで適用対象とされていました。また、一人でも要件を満たす者がいればその宅地全体が減額の対象となる等の仕組みを利用した租税回避的な事例の存在も会計検査院から指摘されていました」。

（改正の概要と背景等）

まず、すべての特例対象宅地等につき、事業継続又は居住継続をはじめとする一定の要件に該当する被相続人の親族が取得した部分についてのみ

減額対象とされました。

同時に、1棟の建物の敷地に関する「特定居住用宅地等」の扱いも廃止されました。

改正背景等という「租税回避的な事例」の具体例としては、被相続人の居住用建物の敷地のうち、庭先の一部だけを配偶者が取得し、残りの部分は別途自宅を保有する子が取得するケースなどではないでしょうか。ただ、共同相続では、配偶者が居住用建物の敷地全部を取得できないケースもあるでしょうから、一概に租税回避的と決めつけるわけにはいかないでしょう。

なんと言っても実務的に影響が大きいのは、特定居住用宅地等に関する1棟の建物の敷地に関する改正でしょう。特に地価の高い地域、すなわち立体的な土地利用が一般的な地域に所在する土地の相続税負担に大きな影響を与えたものと考えられます。

改正により、立体的な利用がなされている宅地に対する特例の適用に当たっては、一部に被相続人が居住していた場合であっても、各階の利用あるいは取得の状況に応じて按分した部分ごとに減額割合の判定が必要となります。次項では、その具体例を若干解説します。

Ⅱ 立体的利用がなされている土地に対する特例適用の具体例

平成22年度改正の結果、特例の適否等の判定に際してややとまどうことが多いビルの敷地を例にとって見てみましょう。

【事例】 被相続人所有の200㎡の宅地に、5階建てのビルが建っている。ビルは区分所有されており、1階から3階までは被相続人所有、4階は長男所有、5階は配偶者所有である。ビルの利用状況は、1階から3階までは賃貸用、4階は長男夫婦の居住用、5階は被相続人夫婦の居住用である。長男及び配偶者の土地利用関係は、使用貸借である。長男は、被相続人と生計が別である。

相続により、遺産である宅地及び建物(1階から3階までの部分)は、配偶者と長男が各人2分の1ずつ取得し、相続税の申告期限まで所有するとともに、従前の利用を継続するものとする。

〔特例の適用関係〕

事例のように、2以上の独立部分からなる建物の敷地について特例の適否判定をする場合には、イメージとして、敷地を各独立部分毎に区分し、区分後の各敷地の上に各独立部分を乗せてみると分かりやすくなります。敷地の区分は、各独立部分の専有床面積で按分するのが基本でしょう。

図示すれば、別図(次ページ)のようになります。

そして、区分された各敷地毎に、特例の適否を判定していきます。判定結果は、別図のとおりです。

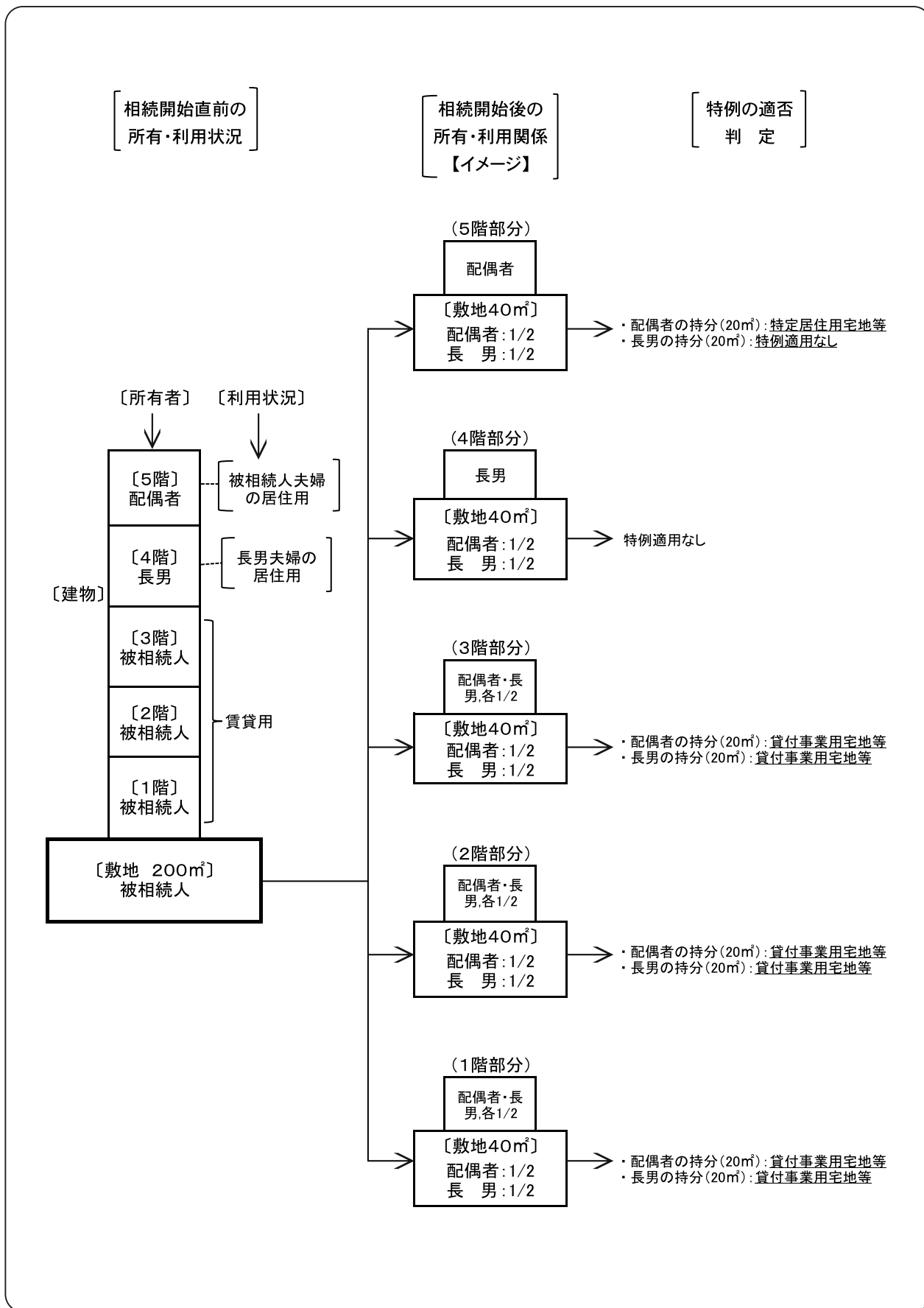
平成22年度改正前は、被相続人の居住用部分(5階)に見合う敷地部分は特定居住用宅地等に当たりますので、1棟の建物の敷地である200㎡全部が特定居住用宅地等として80%減額の対象となりました。しかし、現行制度では、20㎡相当部分が特定居住用宅地等として80%減額対象、120㎡相当部分が貸付事業用宅地等として50%減額対象となり、減額される割合が大きく減少する結果となります。

(おわりに)

相続税負担が増加する改正が行われると、リスクを伴う節税策が宣伝されるのが今までの例です。例えば、借入金で賃貸用不動産を取得する方法がバブル期には盛んに宣伝されましたが、税負担軽減には一定の効果があったものの、地価下落後、借入金の返済で苦慮するケースも多いようです。この方法は今でも一定条件下では節税効果がありますが、地価下落傾向が続く状況下では、この「一定条件」は極めて厳しいものになっているのが実情でしょう。

税理士としては、節税策の実行に当たっては、様々なリスクを十分想定し、検討することが必要なのはいうまでもありません。

【別 図】



随筆

夫婦で日本百名山完登

「やったね！！」

なか ざわ いさむ
中 沢 勇

平成22年9月12日標高差約1,700m8時間の登りで到達した樹林帯の中の小さなピーク。そこが光岳(2,591m)の頂上でした。「え？ここが頂上？」でも南アルプス南部の山に共通の立派な山頂標識があります。早速登頂記念の幕を出して記念撮影をしていると、後から登ってきた人達が自分の仲間のことのように喜びお祝いの声をかけていただき「やったね！！」の実感が湧いてきました。

山頂から10分程の光岩(石灰岩の大岩)へ。この大岩が白く光って見えるところから光岳と呼ばれるようになったと言われており、登ってみれば南アルプス最南部の展望が広がり、百名山に選ばれるだけの魅力ある山容でした。

当日泊った光小屋の管理人さんからは、百名山登頂記念バッチと乾杯用に特別のお酒でお祝いしてもらいました。

平成8年10月の霧ヶ峰から14年、本当に百名山完登が出来るとは。達成感と言うかヤレヤレと言うか何か不思議な感覚でした。

私達はKさんと2組夫婦の4人パーティー。Kさんとは息子達の少年野球の父母会仲間ですが、今まで休日といえば「試合だ、練習だ」と手伝いに引張り出されていたのが、卒業すればもう親とは遊んでくれません。それなら「子供ら放って親同志でどっか遊びに行こう」と言うことになり、蓼科、霧ヶ峰に行ったのが始まり。初めのうちは、特別山にこだわる事無く、「今度の休みにどっか行く？」といった調子で一般の観光地にも行っていたのですが、木曾駒ヶ岳に行ってから山頂からの展望や、可憐な高山植物に魅せられ登山がメインになってきました。行動の足はKさんの車。計画立案も宿泊手配も殆どKさん夫婦。私ら夫婦は連れて行ってもらうばかりで、Kさん夫婦には只々感謝感謝です。

登山中心になっても百名山なんて考えてもいま



せんでしたが行ってみたい山をリストアップしていくと自然と百名山が多く入ってきます。どの位行けるかやってみようと言いだめたのは6年目位50座を超えた頃からだったのでしょうか。それから日程が厳しい北海道、九州、四国を中心に計画を立て、北海道は4回、九州は3回の予定でしたが豪雨で中止した祖母山のリベンジで4回の山行となりました。

残り1桁になったころからは両家の実家で不幸が続いたりして大幅なペースダウンとなりましたが、4人揃って百名山達成するため平成21年を個々の都合で未登頂となっている山に各人が挑戦する年とし百名山完登の準備を整えました。

私達は4人とも特別な登山訓練を受けてないので雪山は避け5月から10月の山行で、山小屋泊りのマイペース登山。途中気に入った場所があれば即休憩時間は延長、珍しい花があれば写真撮影会、雷鳥の親子連れやおコジョに会ったときは居なくなるまでずっと見ていたり、そんな調子なので団体行動の登山ツアーは馴染まず、殆ど利用しませんでした。利用したのは離島の利尻岳と屋久島宮之浦岳。往復各2時間の徒渉があり、ガイドなしでは困難な幌尻岳の3回でした。

北海道の山はやはり雄大です。山小屋は殆ど無く、無人の避難小屋があれば良い状況で、私達の行動パターンでは日帰りを強いられます。トムラウシ山では標高差1,200mながら往復11時間。登り途中から天候悪化、登頂はしたけれど、もちろん展望なし途中霧囲気の良い場所がいくつもあったのに休憩パス、皆かなり辛い登山となりました。翌日は快晴。登山口近くの展望台から山頂がくっ

きり見えた時の悔しかったこと。晴天時にもう一度登りたい山の第1位です。

平ヶ岳に登る予定で奥只見の民宿に居たときには新潟県中越地震に遭遇しました。地鳴りと余震は一晩中続き、特に地鳴りは初めての経験で非常に不安な夜を過ごしました。もちろん登山は中止、2年後のリベンジとなりました。

槍、穂高を始め個性的な特徴のある山が連なる北アルプス。山小屋も多く、その設備や食事等も充実しています。一般向コースなら登山道も良く整備されていて歩きやすいところが多く疲れも違います。山小屋が多いのも天候急変や体調不良時に対処しやすく余裕を持って行動できます。登山者に人気が高いのも当然で、何度でも色々コースを変えて行きたい山域です。

これからの4人組は体力的な事もあり、だんだん登山と観光の主従が逆転していきそうですが、体調と相談しながら登山も楽しんで行くつもりです。



大山名人と対局 後姿は若かりし頃の筆者（昭和40年代後半）

注意を受けていたところ、驚いたことに対局中の大山先生は、『浅井君、よく来たね。』と私に声をかけられたのである。これには案内者も驚き、『対戦相手の有吉先生が弟子であるから気楽に声をかけたのかなあ』と感想を漏らしていた。私には、「何故声をかけられたのか」長い間、謎であった。

この謎が解けたと思ったのは、それから20年以上経ってからのこと。大山先生と対局した米長先生の「タイトル戦前夜のパーティの際、大山先生に若いのだからたくさん食べなさいと勧められ、食べすぎてしまい、これが勝負に影響してしまった」旨の話でした。この話を聞いて、対局中に見学者に声をかけたのは、大山先生自身、自分にはこれだけ余裕があることを対局者に見せるという戦術を用いたものと理解したわけです。しかし、よく考えてみると、このことを大山先生に確認していないため本当のことは闇の中です。

ところで、大山先生は人生において大事なこととして「1に健康、2に勉強」という趣旨の話をされていたことを記憶している。

翻って、「1に健康、2に勉強」という教えは、税理士が専門知識を身につけて生身で仕事することを考えると税理士に対してまさにピッタリ当てはまる。また、将棋界において戦術として大山先生がどのような手を打ってきたのか定かでないが、今後、税務争訟が徐々に増加する傾向を考えると、争訟に勝利するためには税理士は戦術面も勉強する必要があると大山先生を偲びながら思う今日この頃です。



将棋の神様に 教えられたこと

あさ い みつ まさ
浅井 光 政

将棋界の第15世名人大山康晴先生と言えば、多くの方がご存じでしょうが、将棋に疎い方のためにまずは大山康晴先生の経歴などを簡単に記しておきたい。

今は亡き大山先生は、大正12年（1923年）に岡山県倉敷市に生まれ、12歳のとき（昭和10年・1935年）、木見金次郎先生に入門。昭和27年（1952年）に第14世名人である木村義男先生を破り名人位を獲得。その時29歳の若さであった。棋戦優勝は124回で、平成4年（1992年）に69歳で没するまで長年にわたりA級棋士として活躍された将棋界の天才であり、いわば、将棋界の神様です。

さて、昭和40年代前半の話ですが、その当時、私は指導将棋を受けたのがご縁で大山先生から『紹介状を書くからタイトル戦を見学に来ないか』と誘っていただいた。そして、喜んで対局観戦に臨んだときのことで。案内者から『対局観戦中、絶対に対局者へ声をかけてはいけない』と

じゃんけん!

おだ ひて とし
小田 英 敏

「じゃんけん」という題名と書いてしまうと、AKBじゃんけん大会を連想されてしまいそうですが、税理士野球大会でもじゃんけん大会がありました。

高校時代に野球をやっていたこともあって、日本橋支部の野球部に入部させて頂きました。部員の皆さんがとても野球好きで練習熱心な人が多くて楽しく活動させて頂いています。



東京税理士会の野球大会が春と秋の年2回あり、毎年優勝を目指しています。ですが、私が入部して6年経ちますが未だに優勝できません。

20数年前に優勝した事があり当時の事をよく聞くので、いつかは当時の事を言う側になりたいです。日本橋支部の出場選手の平均年齢は40歳くらいで他の支部と比べるとかなり若いので、かなりチャンスがあると思っています。

平成22年秋の大会はベスト4まで進み、優勝まであと少しだったので翌年には優勝できる自信がありました。

しかし、震災の影響により平成23年春の大会は残念ながら中止になりました。その分、秋の大会に向けて猛練習し、準備万端でした。

初戦は新宿支部と対戦。正直、緊張しました。前大会の準決勝で負けている相手なので、かなり苦手意識がありましたが12対2と見事に完勝しました。

続く向島支部は初戦の勢いのまま9対0で勝利し、その日の飲み会は美味しいお酒を飲んでとても盛り上がりました。

二日目はベスト8をかけて上野支部と対戦。前大会の三位決定戦で負けている相手なのでリベンジすべく大接戦の末、3対1で勝ちました。

これで2大会連続ベスト8入りです。ベスト8になると次大会のシード支部になるのでひとつのステータスです。

準々決勝は麹町支部と対戦。

一時5対2とリードしていましたが、一挙5点をとられ7対5とひっくり返されましたが、なぜか全く負ける気はしませんでした。その予感通り2点取り返して7対7に追いつき、その後はお互い点数が入らず時間切れの引き分けでゲームセット。

引き分けの場合、準決勝・決勝はサドンデスで勝負を決めるようですが、それ以外はジャンケン勝負! 出場選手9人がポジションごとに勝負し5人先勝したチームが準決勝に進みます。

正直、じゃんけんは全く勝てる気がしませんでした。予感的中し見事に負けました。チーム全体でも負けてしまい準決勝に進む事が出来ませんでした。

何とも言えない結末…

でも、その日の飲み会もとても盛り上がりました。残念な結果でしたが、次大会こそは優勝できるように野球とじゃんけんを頑張ろうと思っています。





秋 麗

ひさのふたみ
久野二実

先日、十数年来関与している顧問先から「長年ご指導頂いておりましたが、このたび別の先生に見て頂くことになりました」と突如告げられた。さしたるトラブルも無く良好な関係だったはずなのに。

昨年、虚血性腸炎で2度目の入院をした。病状はひどくはなかったが、退院後も食生活改善に時間をかけていたこともあり、「仕事をやめてのんびりしたい」とつねづね嘯いていた。不調を理由に、「若い先生に仕事を引き継ぎたい」と顧問先に漏らしていた時期も確かにあった。喉元過ぎれば熱さを忘れる、とはこのことだ。「やめられると伺ってからいつもお体の状態を心配していました」と社長は続けた。自分より若輩税理士の気概なさに半ばあきれたに違いない。

江東東支部から移転して半年になる。当時、意気消沈している私に「うちに来て楽しくやったら？」と誘われ、通勤に便利な人形町で、とりあえず登録だけは続けることにした。以前から日本橋の先生方に懇意にしていたことが後押ししてくれた。青税中央部会への参加、日本橋劇場で催されたカラオケ発表会への出場と、いつでも気さくに快く迎え入れてくださった。

専門家としてのキャリアも備わらないうち、思えばやる気だけで開業してしまったため、駆け出しの頃は暗中模索していた。そんな私に、税法知識はもとより、顧問先との付き合い方に至るまで、どれほど手を差し伸べていただいたことだろう。とりわけ、税理士としてどういう視点に立って仕事をすべきかのご指南を受けたことは、その後の税理士人生での貴重な糧となった。日本橋の研修プログラムの充実ぶりはさすがだが、中でも、具体的な相談事例を持ち寄って忌憚なく議論のできる「雑談室」で

は、他人の問題に親身になって回答されている。その姿勢には、これまで感じとってきた先生方の人柄がにじみ出ている。

転入して直ぐにカラオケ部に入った。お気に入りの曲を歌うだけにとどまらず、日頃の成果

を年に一度お披露目する機会がある。好きな者どおしの楽しい交流のその先に目標があることで、気づかぬうちに切磋琢磨し挑戦していこうとする自分がある。もう歳だからおとなしめにまとめようなんて言うてはいられない。

「何によって憶えられたいか」、自らがなりうる自分を思い描くというドラッカーの自己刷新を促す問いかけである。それは個人の実現ではなく組織人としての自己実現の根幹をなすものであるという。

こう見えて、子供のころの私は足が速かった。小6のとき、地元の学校対抗リレーの選手として国立競技場を駆けた。なのにその後はスポーツで誇れるものが何ひとつない。しかも野外は大の苦手ときている。日焼け・虫さされ・風埃の三重苦がつきものだからである。それゆえ野球部の応援に出かけるにも相当な覚悟が要る。ある意味「命がけ」なのだ。ただ昨今は、幸いにしてそんな虚弱女のためのお助けグッズが出回っている。UVカット・虫よけスプレー・サングラスという「三種の神器」を抱えて神宮外苑へ出かけた。猛暑の中で翻ってみると、この日のために多忙な仕事の合間を縫って練習を重ねてきた選手こそ命がけなのだ。それを思えば声援にはおのずと力が入る。個人の技もさることながら、他人を思いやる人間的な団結力がそれを超える力を引き出すのだ、と試合後の宴席で熱く語り合っていた。日本橋支部は千人を擁する大所帯だ。大きな組織だからこそ、目標に向かって一丸となるチームワークが欠かさない。それは連綿と引き継がれてきたものに違い



ない。かけがえのない時間を共有でき、支部の真髄に触れた実感を味わうことができた。

9月の検診時、「昨年よりいいですよ。見るからに健康そうですね」と医者に言われ、数年絶ってきたお酒さえも飲んでいるのに、と腑に落ちない顔をしていると、「胃腸病はストレスに大きく左右されます。強靱な大リーガーでさえ打率が落

ちると急に胃潰瘍になるくらいですから」との答えをくれた。

トンネルから抜け出し、人生の新たな幕開けを迎えたのかもしれない。仕事帰りに道草するゆとりもでてきた。愛読する作家、東野圭吾の『新参者』を重ね合わせて人形町の街に佇むと、心地よい風が吹いてきた。

各部だより

[総務部]

[支部幹事会報告]

平成23年7月6日(水) 10時33分～11時55分

I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の募集の件
 - ① 日本橋税務署との定例連絡協議会は、平成23年10月18日(火) 10時30分から12時迄、会場は東実健保会館に於いて日本橋支部会員全員を対象として開催。
 - ② 中央都税事務所との税務懇談会は、例年どおり11月に開催予定。京橋支部との三者のため日程は執行部一任。日本橋支部が当番支部。
 - ③ 日本橋税務署及び中央都税事務所に対する質問・要望事項について会員全員を対象に提出依頼。
 - ①～③承認可決した。
2. 八団体合同役員会日程変更の件

当初開催日が7月28日(木)であったが、日本橋税務署の都合により、7月25日(月)に変更することを承認可決した。
3. 新入会員説明会(10/14)、常会(10/18)、忘年会(12/14)、賀詞交歓会(H23/1/12)の開催に関する件

標記の日に開催することを承認可決した。
4. 税理士雑談室室長委嘱の件

中島美和顧問に税理士雑談室室長を委嘱することを承認可決した。
5. 事務局夏期休暇日程に関する件

事務局夏期休暇は8月15日(月)から17日(水)とすることを承認可決した。

II 報告事項

1. 登録調査(6/8)の件
2. 税理士雑談室(6/9)の件
3. 日本橋税務懇話会(6/13)の件
4. 署との定例連絡会(6/17)の件
5. 東京税理士会定期総会(6/20)の件
6. 定期総会、懇親会(6/21)の件
7. 青税中央部会総会(7/4)の件
8. 23年度東京税理士協同組合支所役員選任の件
9. 東京会各部委員会の会長指名委員の件
10. 東京会会務分担一覧の件
11. 東京会事務局職員及び分掌事務一覧の件
12. その他

部会の開催及び昼食の支給に関する件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上 平成23年9月21日(水)10時32分～12時15分

I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の策定の件
 - ① 平成23年10月18日の日本橋税務署との定例連絡協議会の開催方法をはじめ、常会、研修会、懇親会の担当者の決定。
 - ② 10月25日の中央都税事務所、京橋支部との定例連絡協議会の出席者は支部長、副支部長の他は協議議題により該当担当部長の出席とすることに執行部一任。
 - ①、②を承認可決した。
2. 新入会員説明会開催日時及び運営方法に関する件

平成23年10月14日(金)午後3時30分より開催することに承認可決した。
3. 税を考える週間諸行事に関する件

税を考える週間の無料相談会は次のとおり承

認可決した。

①日本橋三越前

②日本橋プラザ

税務相談担当者の未定者の3名を選任した。

4. 支部緊急連絡網改定の件

新たに住所録つきで、役員が班長・副班長となる緊急連絡網を作成し、配付することを承認認可決した。

5. 幹事会議事録署名人の担当の件

署名人を各部輪番制や幹事ごとの輪番制にするなどの意見があり、継続審議となった。

6. 交通費支給規程一部改正の件

・幹事会へ出席した場合1,000円

ただし、日本橋支部事務局における開催に限るものとする。

・日本橋支部を代表して弔事に関して出席した場合3,000円

とすることを承認認可決した。

7. 事務局収納棚等什器入替の件

震災対応の収納棚等什器入替につき3社の見積もりで検討したが継続審議となった。

II 報告事項

1. 税理士雑談室 (7/8,8/11,9/9) の件

2. 八団体合同役員会 (7/25) の件

3. 日本橋税務懇話会 (8/1) の件

4. 登録調査 (7/15,8/11,9/9) の件

5. 署との拡大定例連絡会 (9/12) の件

6. 租税教育 (6/28,7/8~11) の件

7. 平成23年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件

8. 日税連評議員推薦の件

9. 日本政策金融公庫との懇談会 (10/24) の件

10. 東日本大震災対応活動支援金の件

11. 会費滞納に係る訴訟結果の件

12. 高額な書籍購入を迫る勧誘への対応の件

13. 全国統一被災者等に対する税務支援の件

14. 東日本大震災被災者等に対するボランティア相談員の募集の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告

〔研修部〕

税理士を取り巻く環境は日々変化しています。税理士は資質の向上を図るため常に努力し、切磋琢磨しなくてはなりません。多くの支部会員の皆

様に研修会にご出席頂けるよう実りある研修会を開催していきたいと思っております。

また、支部では毎月1回雑談室を開催しています。条文の解釈の仕方、仕事で行き詰まった時等、是非雑談室を利用して頂けたらと思っております。時間も17時半からと参加しやすい時間帯です。開催予定は、毎月の発送物の「書類送付のご案内」の一番下の所に記載されています。ご参加をお待ちしております。

研修会結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成23年8月4日 (木) 13:00~16:00

講 師：税理士 大久保 淳子氏

会 場：有楽町マリオン12階 有楽町朝日ホール

テーマ：「成年後見制度入門と税理士の役割
～具体的相談事例を紹介しながら～」

※第一ブロック合同研修会 (第一回)

日 時：平成23年8月9日 (火) 14:00~17:00

講 師：税理士 木村 金藏氏

会 場：東実健保会館6階ホール

テーマ：資産税課税強化にともなう新たな相続税対策

日 時：平成23年9月1日 (木) 16:00~18:00

講 師：弁護士 橋本 浩史氏

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：民事再生・破産の手續

《今後の予定》

日 時：平成23年10月5日 (水) 17:00~19:00

講 師：青山学院大学 法学部 中村 芳昭教授

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：滞納処分と税務代理

日 時：平成23年10月17日 (月) 13:00~16:00

講 師：第一部 日本政策金融公庫上席首席研究員

村上 義昭氏

第二部 税理士 (神田支部)

松岡 章夫氏

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

テーマ：第一部「中小企業における事業承継の現状と課題」

：第二部「事業承継制度と留意点」

※第一ブロック合同研修会 (第二回)

日 時：平成23年10月18日 (火) 14:30~16:45

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正
点及び誤りやすい事項

日時：平成23年10月20日（木）14:00～15:30

講師：福岡 政行 氏

会場：銀座ラフィナート 7階松風の間

テーマ：時代の潮流を読む

～野田政権の政局・

政策からみえる今後の日本～

※日本橋税政連と共催

日時：平成23年10月26日（水）13:30～16:30

講師：公認会計士 太田 達也氏

会場：マツダホール（マツダ八重洲通りビル）

テーマ：会社の解散と合併に関する税務

※京橋支部主催

日時：平成23年11月4日（金）13:00～16:00（予定）

講師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会場：日本橋公会堂ホール

テーマ：年末調整説明会

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日時：平成23年8月11日（木）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成23年9月9日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成23年10月6日（木）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成23年7月から9月までの野球部の活動に関してご報告致します。6月までは通算3勝1敗でした。（下記、投は投手。本は本塁打。安はチーム安打数。走は盗塁の数）

7月6日 第一ブロック3回戦 負

麴 町	0	1	0	0	1	0	3	計5
日本橋	0	1	0	0	0	2	0	計3

投 渡辺—塩谷—今井、本 小田・阿部、安9、走4

9月2日 練習試合 勝

日本橋	0	1	1	3	0	1	0	計6
新宿	1	0	0	0	0	0	0	計1

投 今井、本 深谷・今井、安7、走7

9月7日 秋季本大会1回戦 勝

日本橋	2	0	3	2	5	計12
新宿	0	0	2	0	0	計2

投 渡辺、本 阿部、安9、走7

9月7日 秋季本大会2回戦 勝

向 島	0	0	0	0	0	0	計0
日本橋	2	5	1	1	2	0	計11

投 今井、本 阿部x2、渡辺、安12、走10

9月16日 秋季本大会3回戦 勝

上 野	1	0	0	0	0	0	計1
日本橋	0	0	3	0	0	x	計3

投 渡辺、本 無、安4、走3

9月16日 秋季本大会4回戦 分

日本橋	1	2	2	0	2	0	計7
麴 町	2	0	0	5	0	0	計7

投 今井—塩谷、本 無、安9、走4

上記のとおり、9月末時点で通算成績は7勝2敗1分となりました。本大会では前回ベスト8同士が戦う強豪ブロックを勝ち抜きベスト4入りが見えたところで麴町支部と引き分け、規定によりジャンケン勝負の末惜しくも勝ち上がる事が叶いませんでした。

8月27、28日に行われた猿ヶ京合宿では、走攻守バランスのとれたメニューを消化しました。特に今年は昨年比で打撃力が上がりました。さらに様々なケースを想定した実践練習を繰り返すことにより常に落ち着いてプレーできるよう技術以上にメンタル部分の向上が感じられました。本大会3回戦の上野戦では、好投手を相手に小田選手がワンチャンスを生かすタイムリーを打ち、その後も阿部捕手を中心にチーム全体で集中した守備を続けることが出来ました。昨年の秋季大会で3位決定戦で苦汁を味わった上野支部に対する勝利は格別でした。

今回、本大会のベンチには沢山の支部関係者の方がご観戦下さり、「どの支部よりも選手とベンチの一体感があった」「本当の野球を観てる感じでした」とご感想を頂くこともありました。今まで野球とは縁の無かった方も、是非来春の本大会の際に、ご観戦に駆けつけて頂ければ幸いです。

なお、本大会では麻布支部が優勝し、ベスト8の内5支部を第一ブロックが占める結果になりました。10月以降は、この強豪薙めく第一ブロックリーグ戦での2年連続優勝に向けて活動をしてまいります。

今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

〈ゴルフ部〉

第279回T.N.G会 9月13日(火)

泉カントリー倶楽部

SOUTH→EASTコース 21名参加にて開催

4月開催が中止されたため、今年初のコンペとなりました。そのため、取り切り杯戦(資格者10名)もかねて行われました。

9月とはいえ、まだ暑い中でしたが、さすがに木陰の風に秋の気配が感じられたラウンドでした。

○成績

優勝	高山 房之 会員	G81	N70	取り切り杯も優勝
第2位	湯本 康弘 会員	G94	N68	(*)
第3位	鳴海 悠佑 会員	G84	N73	
バスグロ	森 一郎 会員	SOUTH37	EAST40	

(*) 2位の湯本会員は、初参加のため、残念ながら優勝とはなりませんでした。

〈囲碁部〉

7月～9月の囲碁部は月例会のみですが、高齢化がすすみ、体調をくずす会員もあって参加者が少なくなってきております。来年1月には京橋支部との対抗戦を予定しています。そのためにも、月例会で腕をみがいてください。

9月の新入会員は1名鈴木久衛会員です。

10月以降の日程は10月20日支部秋季囲碁大会、11月24日月例会、12月8日プロ棋士指導となっています。参加をお待ちしています。

〈歌舞音曲(カラオケ)同好会〉

第26回カラオケ発表会が神田エッサムこだまホールに於いて、中国琵琶のシャオ・ロンさん、奇術師の横田菊枝さんをゲストに迎え、盛大に行われました。応援いただいた皆さん大変有難うございました。(最終頁に写真掲載)

出演者と発表曲は以下のとおりです。

(出演順、敬称略)

1. 久野 二実 キューティーハニー
2. 大澤 昭人 青葉城恋唄
3. 河原 邦文 人在りて
4. 松崎さつき ありがとう(いきものがかり)
5. 湯ノ上光昭 東京ホテル
6. 佐野 典子 さらば涙と言おう
7. 若狭 茂雄 浪花節だよ人生は
8. 佐藤 嘉光 浪花川
9. 高橋美津子 会いたくて会いたくて

10. 藤山 清春 はまなす海岸
11. 福本 光男 なぜか上海
12. 中武 昭夫 公園の手品師
13. 佐藤 廣子 津軽のふるさと
14. 佐藤 宗石 花も嵐も
15. 中島 美和 笑顔のまんま
16. 濱 洋子 さそり座の女
17. 佐々木則司 ありがとう(奥田民生)
18. 鈴木 毅 湯の町哀歌
19. 板橋 則雄 ひとひらの雪

カラオケ部は毎月、甘酒横丁そばの、個人所有のカラオケボックスをお借りして月例会を開催しています。新規加入者大歓迎です。

〈テニス部〉

7月13日(水)、8月3日(水)、9月20日(火)と品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで練習会を行いました。毎回プロの松岡伴育コーチ指導のもと練習を行っています。練習内容もダブルスを中心とした練習内容で、ボレーの打ち方、ロブの上げ方、サービスのやり方、フォーメーション等多岐にわたります。松岡伴育コーチの指導は、初心者からベテランまで、その人のレベルに合った指導をしてくれます。練習会が終わった頃には少し上達した自分がいるかもしれません。テニスに興味のある方は、高輪テニスセンターへ足を運んで見ませんか。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っています。練習内容はレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、是非!支部事務局までご連絡下さい。

《今後の大会予定》

支部対抗戦: 11月7日(月) 予備日; 17日(木)

〔組織部〕

日本橋支部緊急連絡網について、会員の入会・転入・退会・転出・支部内移動の確認作業を行い、改訂を進めています。

〔綱紀監察部〕

以下の会議が開催されました。

綱紀委員・監察委員全体会議

日 時: 平成23年9月9日 14:00～16:30

場 所: 東京税理士会館

出席者: 会長、本部役員

全支部の綱紀監察委員

東京国税局より税理士監理官ほか8名

議 題：・税理士の品位保持等及び綱紀委員の役割等について
・にせ税理士等の調査等及び監察委員の役割等について

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、本年2月から支部において無料税務相談を開設しました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成23年実施日	会 場	担当税理士
7月6日(水)	法人会事務局	蟻坂 欣一
7月20日(水)	〃	渡辺 英樹
8月10日(水)	〃	野本 徳治
9月7日(水)	〃	佐藤 兆秀
9月21日(水)	〃	佐野 典子

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成23年実施日	会 場	担当税理士
7月8日(金)	中小企業相談センター	坂下 弘子
7月29日(金)	〃	佐野 典子
8月19日(金)	〃	佐藤 嘉光
9月9日(金)	〃	猪股 正明

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成23年実施日	会 場	担当税理士
9月21日(水)	中央区京橋プラザ	伊藤 孝

《支部無料税務相談》

平成23年実施日	会 場	担当税理士
7月13日(水)	支部事務局会議室	若狭 茂雄
8月10日(水)	〃	岩本 忠司
9月14日(水)	〃	河野 拓

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願いしております。

担当税理士

赤坂 光則 佐野 典子 林 孝子

岩川由美子 松本 悦子

〔法対策委員会〕

法対策委員会は、税制、会社法、税理士法等に関して意見を具申し、改正を取りまとめ要望を東京会に提出しています。

東京会から「東関東大震災に係る復興財源と震災特例法に関する検討」

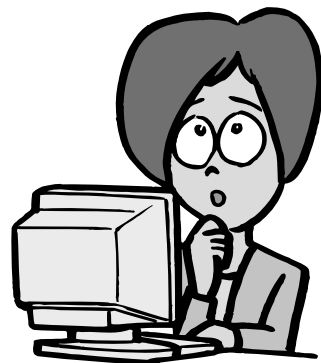
「25年度税制改正及び税務行政に関する意見の提出について」

「税理士法改正に関する意見(案)における追加3項目に関する検討」

について意見を求められ、9月30日東京会に提出した。

〔情報システム委員会〕

平成23年9月9日(社)日本橋法人会にて、第一回目の三税会議が開催されました。出席者は法人会から長屋事務局長をはじめとして3名、日本橋税務署は中村法人一部門統括をはじめとして3名、中央都税事務所は内藤事業税課長をはじめとして3名、中央区役所からは井上税務課長をはじめとして3名、当税理士会からは私が出席しました。議題は、e-TAX・eLTAXの推進についてでした。税理士の立場からは、なかなか浸透しない理由についてお話ししました。



中央都税事務所からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日（水）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※²
- ③ コンビニエンスストア※³

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

イーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス
スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート
ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン (50音順)

- ④ 金融機関※¹・郵便局の (ペイジー)対応ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※⁴

- ※¹ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※² お申込方法等の詳細は、東京都主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。
- ※³ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。
- ※⁴ ○ (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限りです。
○ 領収証書は発行されません。(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行していますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
○ 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
○ システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

災害等で被害を受けた場合の個人事業税減免制度のお知らせ

東日本大震災等により、事業用資産（店舗、建物、原材料等）や生活に通常必要な資産（住宅、家財等）について、損害を受けた場合は、その損害の程度に応じて、個人事業税の税額を減免する制度があります。

対象者	東日本大震災等により、事業用資産や生活に通常必要な資産について損害を受けた方
減免の要件	損害額が、合計所得金額※ ¹ ×20%を超えるとき※ ²
申請期限	納税通知書に記載されている各納期限
必要書類	減免申請書、納税通知書、り災証明書、被災証明書、その他減免理由を証する書類等※ ³

- ※¹ 合計所得金額とは、事業・不動産所得の他に給与・雑所得等各種所得金額の合計金額（青色申告特別控除前）をいいます。
- ※² 損害額は、保険金等による補填部分を除きます。
- ※³ 被災の状況により、必要書類が異なりますので、詳しくは所管都税事務所又は支庁へお問い合わせください。

第1期納期限後でも、第2期納期限までは減免申請ができます。
(減免の対象となる税額は、第2期分税額となります。)

【お問い合わせ先】 所管都税事務所の個人事業税係

省エネ(熱損失防止)改修又はバリアフリー改修をした住宅にかかると固定資産税が減額されます

＜省エネ(熱損失防止)改修＞

減額対象

平成20年1月1日以前からある住宅で、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く。）において、一定の要件を満たす省エネ（熱損失防止）改修工事を行った住宅

減額の年度と額

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます（賃貸部分は、減額の対象にはなりません。）

＜バリアフリー改修＞

減額対象

平成19年1月1日以前からある住宅で、65歳以上の方等が居住する住宅について、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く。）において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅

減額の年度と額

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり100㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます（賃貸部分は、減額の対象にはなりません。）

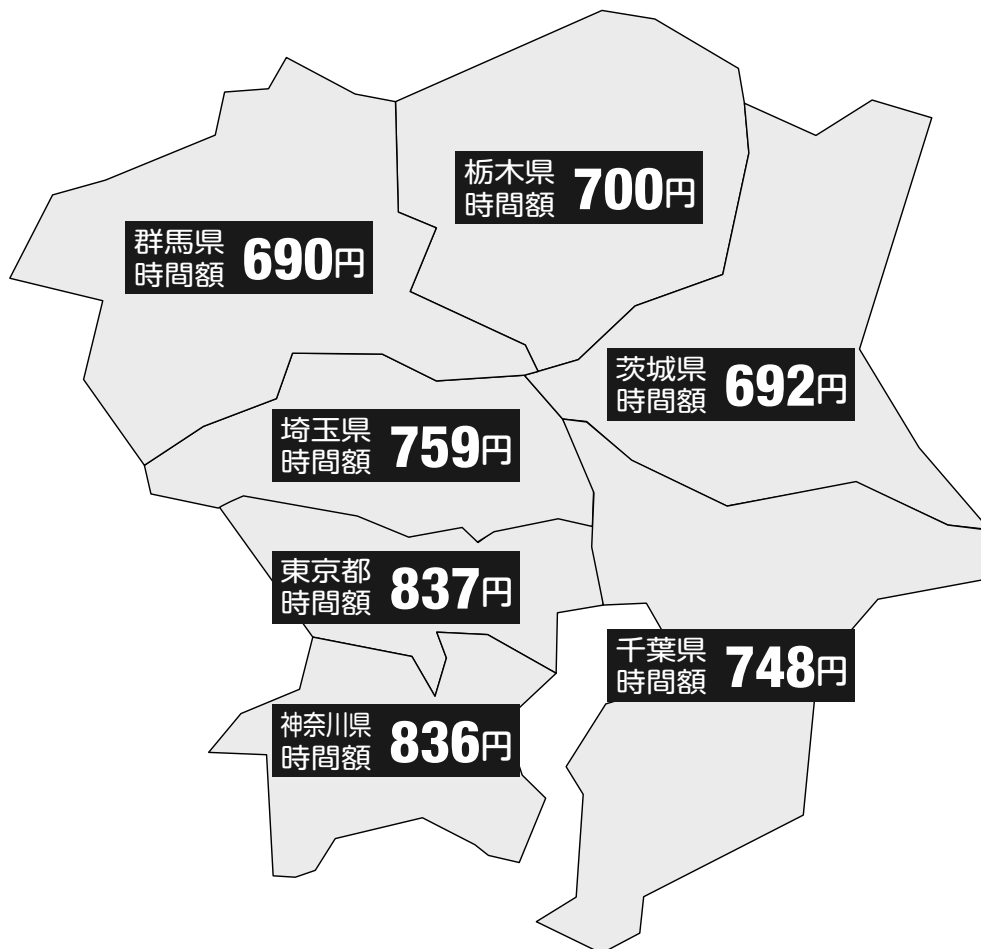
減額を受けるためには、改修工事完了後3ヶ月以内に申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23区外で改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせ下さい。

中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

平成23年度 地域別最低賃金が改定されました。

平成23年10月1日 発効



厚生労働省
ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイトアドレス

<http://www.saiteichingin.info/>

◎ 最低賃金に関するお問い合わせは>>>

東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ

支部会員異動のお知らせ 平成23年 7 月 1 日～
平成23年 9 月 30 日

<p>〈入会〉 7月27日 土田 雅弘 〒103-0015 日本橋箱崎町21-6 セブンスターマンション第2日本橋405号 電話 090-1542-5255</p> <p>7月27日 星野 真吾 〒103-0027 日本橋2-16-13 ランディック日本橋7階 税理士法人蔵人会計事務所 電話 3516-8986</p> <p>7月27日 持田 剛史 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-13-1 日本橋北島ビルB1階</p> <p>8月25日 浅川 太一 〒103-0013 日本橋人形町2-2-3 堀口ビル502号 電話 090-5760-6681</p> <p>8月25日 芦塚 泰 〒103-0028 八重洲1-9-9 東京建物ビル8階 電話 3271-8825</p> <p>8月25日 板垣 勝義 〒103-0002 日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル6階 電話 3662-0058</p> <p>8月25日 我如古卓也 〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858</p>	<p>8月25日 河村 浩靖 同 上</p> <p>8月25日 鈴木 久衛 〒103-0026 日本橋兜町17-1 日本橋ロイヤルプラザ902号 電話 6661-2785</p> <p>8月25日 高村 千秋 〒103-0021 日本橋本石町4-5-11 伊藤哲夫税理士事務所 電話 3241-0236</p> <p>8月25日 味水 律夫 〒103-0014 日本橋蛸殻町2-6-14 グランヴァン水天宮II-101号 電話 5875-3077</p> <p>8月25日 緑川 光 〒103-0025 日本橋茅場町2-17-6 いづみハイツニュー茅場町509号室 電話 6206-2375</p> <p>9月27日 斉藤 哲 〒103-0028 八重洲1-4-21 共同ビル 藤間秋男税理士事務所 電話 5201-6555</p> <p>9月27日 津村 玲 〒103-0007 日本橋浜町3-32-3-1202号 電話 5695-0233</p> <p>9月27日 森 雅司 〒103-0023 日本橋本町3-1-6 日本橋永谷ビル803 電話 3527-9875</p>
--	--

〈転入〉

8月5日 吉田 拓央	神田支部より 〒103-0025 日本橋茅場町2-3-6 宗和税理士法人 電話 3669-8085
9月5日 龍崎 剛詩	芝支部より 〒103-0003 日本橋横山町1-3 OKK日本橋ビル2階 湯澤勝信税理士事務所 電話 3639-1881
9月7日 小林 賢守	江東東支部より



	〒103-0013	〈事務所住所変更〉	
	日本橋人形町2-14-13-801	高岡 勲	〒103-0014
	電話 3662-9911		日本橋蛸殻町2-10-10
9月13日	徳永 雅樹 東村山支部より		パークビル6階
	〒103-0027	齊藤 大介	〒103-0012
	日本橋2-15-9		日本橋堀留町1-5-7
	ニューTNビル6F		YOUビル9F-B
	税理士法人日本橋会計		電話 5614-0522
	電話 6202-9246	大谷 泰章	〒103-0026
9月27日	北川 嘉久 四谷支部より		日本橋兜町1-10
	〒103-0002		日証館207
	日本橋馬喰町1-4-2-702号	田島 年男	〒103-0013
			日本橋人形町1-2-7
			人形町サンシティビル4階
		橋本 秀明	同 上
7月19日	税理士法人 おおたか	古尾谷裕昭	〒103-0027
	〒103-0002		日本橋3-13-5
	日本橋馬喰町1-1-2		KDX日本橋313ビル2階
	ゼニットビル		電話 6265-1681
	電話 5640-6450	幸 かおる	同 上
7月28日	税理士法人総合税務会計 日本橋事務所	元村 康人	同 上
	〒103-0027	伊東 貞	〒103-0014
	日本橋3-7-9		日本橋蛸殻町1-17-2-205号
	古山ビル4階		
	電話 5299-0531		
9月8日	税理士法人蔵人会計事務所	〈法人事務所住所変更〉	
	〒103-0027	BPS税理士法人	〒103-0012
	日本橋2-16-13		日本橋堀留町1-5-7
	ランディック日本橋7階		YOUビル9F-B
	電話3516-8986		電話 5614-0522
		税理士法人ウィズ	〒103-0013
			日本橋人形町1-2-7
			人形町サンシティビル4階
		税理士法人FIS	〒103-0027
			日本橋3-13-5
			KDX日本橋313ビル2階
			電話 6265-1681
		〈旧姓使用〉 熱田 裕子 → 植木 裕子	
		〈氏名変更〉 大口 菜穂 → 田村 菜穂	
		〈事務所名称変更〉	
		市川 康明	税理士法人おおたか
		高津理英子	〃
		成田 一正	〃
		望月麻衣子	〃
		赤根 豊	税理士法人蔵人会計事務所



〈事務所電話番号変更〉

渡邊 素子 電話 3281-8943

〈転出〉

荒井 秀夫 豊島支部へ
石井 悟志 荒川支部へ
井上 慶太 芝支部へ
石塚 久亮 上野支部へ

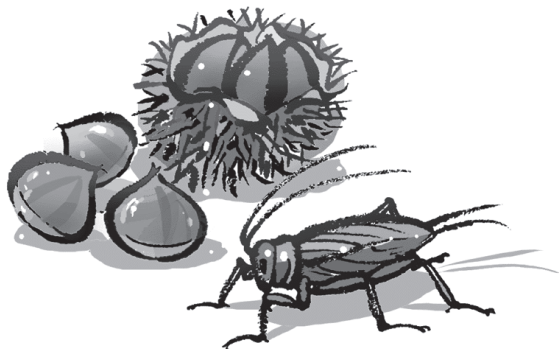
〈退会〉

佐藤 修治 千葉県会へ
片岡 宏 東京地方会へ
酒居 徹地 千葉県会へ

小笠原久三 業務廃止
高野 宣夫 業務廃止
神作 亨 業務廃止
下地 寛 沖縄県会へ
山田 伸幸 千葉県会へ

〈法人会員退会〉

日本橋さくら税理士法人 合併解散



〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

坪島 昭三 昭和2年5月5日 生まれ 84歳
平成23年7月29日 死亡 68歳

齋藤 克彦 昭和17年12月15日 生まれ
平成23年9月21日 死亡

編 集 後 記

「美しい日本」を象徴するひとつが山々を彩る紅葉の見事さですが、今年は原発事故による放射能の影響で落ち葉の処理に頭を悩ませているのだそうです。

自然も愛でたい、豊かで便利な生活も失いたくない。人間は勝手なものです。

今回も研究論文、随筆ともに充実した紙面を作ることができました。ご寄稿いただいた会員の皆様、ご協力ありがとうございました。

次号は平成24年新春号を予定しております。

恒例の「年男・年女」に是非来年辰年の会員の方は奮ってご寄稿下さい。

<編集委員> 高橋美津子 小畑孝雄 小出純江
櫻井和儀 梅田文江 鈴木 寛
家崎克夫



東京商工会議所の

無担保・無保証人融資(マル経融資)のご案内

～ 先生ご自身、また顧問先事業所様の事業資金にぜひご活用下さい！～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で(保証協会の保証も不要)商工会議所の推薦に基づき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

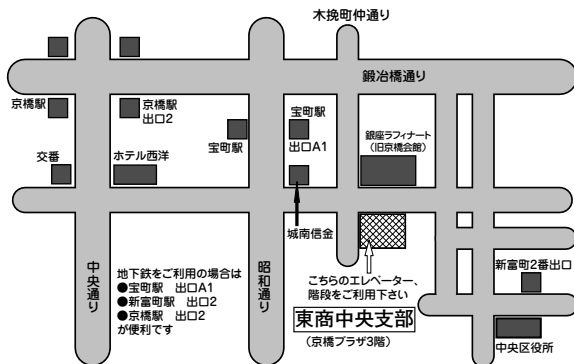
〈融資対象となる方〉

- 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
(パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は人数から除きます)
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金(所得税・法人税・事業税・住民税等)を完納している方 等

〈ご用意いただく書類〉

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・(決算後6か月以上経過の場合)最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
 ※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。
 ※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。



融資の条件

資金用途	運転資金 設備資金
融資限度	1,500万円
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
担保保証人	不要 (保証協会の保証も不要です)
利率	年1.85% (平成23年10月13日現在)

●利率は金融情勢によって変わります。
 ●中央区より支払利率の30%を補助!
 ●審査の結果ご希望に添えない場合がございます

※上記の融資限度額、返済期間の取り扱いは、平成24年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

経営に関するお悩み承ります
 弁護士による無料 法律相談
 毎月第3火曜日 午後1時～4時(1月を除く)
 要予約・電話にてご予約下さい

【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811



特別なあなたに、特別な一枚 税理士・MUFG CARD Platinum American Express® Card

皆様には最上のサービスをご用意しております

●海外コンシェルジュサービス ●空港ラウンジ ●アメリカン・エクスプレス・セレクト ●ハーツレンタカー

年会費

本会員／21,000円(税込)
家族会員／1名様は無料、2人目より
1名様につき3,150円(税込)



各種サポート・サービス

ご利用可能枠50～500万円

付帯保険	海外旅行傷害保険最高1億円
	国内旅行傷害保険最高5,000万円(自動付帯)
	ショッピング保険年間限度額300万円
	国内・海外渡航便遅延補償最高2万円(自動付帯)
保険	犯罪被害傷害保険最高1,000万円(自動付帯)

お問い合わせ先 三菱UFJニコス株式会社



0120-665-811 MUFGカード・プラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード入会専用ダイヤル
9:00～21:00(年中無休)

東京税理士協同組合
<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL.03(5363)2011(代)



▲定例連絡協議会
研修会(10月18日)



▼名刺交換する先輩会員
と後輩会員(10月14日)



▲新入会員説明会
懇親会(10月14日)



▼日本橋支部囲碁大会
(10月20日)

惜しくもジャンケン負け

▼秋の大会
(9月16日)



チーム	一	二	三	四	五	六	七
日本橋	1	2	2	0	2	0	2
麹町	2	0	0	5	0	0	0



第26回
平成23年10月22日

カラオケ発表会

▶前半司会者
岩川由美子



▲藤山青春支部長挨拶



◀後半司会者
久野二実



▲ゲストマジック 横田菊枝さん(左)



▲大澤昭人厚生部長挨拶



▲板橋則雄カラオケ部長挨拶



◀ゲスト中国琵琶 邵容(シャオ・ロン)さん

